

マネジメント

コーポレート・ガバナンス

基本理念の実現に向け、経営の透明性や監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスを強化しています。

コーポレート・ガバナンス体制

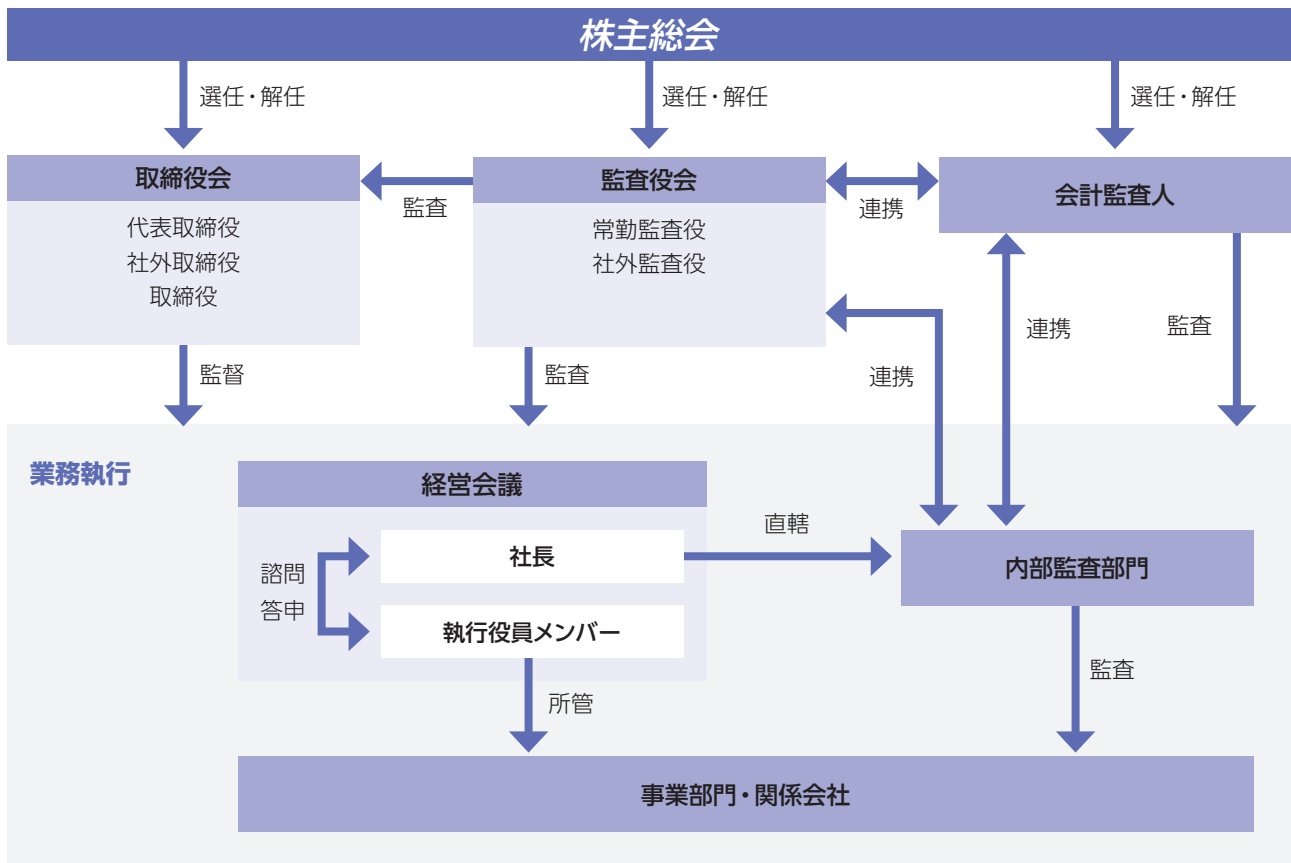
富士電機のコーポレート・ガバナンス体制には、経営監督や重要な意思決定の機能を担う「取締役会」、経営監査の機能を担う「監査役」および「監査役会」を設置しています。

取締役10名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）により構成されており、経営の監督、監査機能の強化に向け、積極的に社外役員を招聘し、社外役員を重視した体制としています。

社外役員には、客観的視点から経営監督、経営監査の役割を担っていただくとともに、当社の経営全般に対し、多角的視点から有用な助言・提言をいただくことで、経営判断の妥当性の確保を図っています。

また、業務執行機能の強化に向け、執行役員制度を採用しています。

コーポレート・ガバナンス体制図



(1) 取締役・取締役会

富士電機の経営、重要な業務執行に関する意思決定と監督の機能を担っています。客観的視点に基づく経営監督機能の強化、および業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保に向け、社外取締役を積極的に招聘しています。

(2) 監査役・監査役会

富士電機の経営、業務執行に対する監査の機能を担っています。社外監査役を積極的に招聘するとともに、常勤監査役は経営会議に出席することができるなど、監査機能の強化を図っています。

(3) 社長・執行役員・経営会議

社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する意思決定の機能を担っています。経営会議は執行役員から構成され、社長の諮問機関として、重要事項の審議・答申や経営状況のモニタリングに向けた報告などを行っています。各執行役員は、それぞれの担当における業務執行を所管しています。

社外役員の選出

社外取締役は、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、多面的な経営判断に必要な見識・経験、当社の経営に対する理解および当社からの独立性などを総合的に勘案し、候補者を選定しています。

社外監査役は、当社の経営監査機能の強化とともに、経営判断に必要な見識・経験、富士電機の経営に対する理解および当社からの独立性などを総合的に勘案し、候補者を選定しています。

上記の考えに基づき、社外取締役は、製造業の経営経験者の黒川博昭氏、環境工学の専門家である鈴木基之氏、金融機関の経営経験者の佐子希人氏(2013年6月就任)の3名で構成しています。

社外監査役は、上場企業の常勤監査役の伊藤隆彦氏、金融機関の経営者の佐藤美樹氏、弁護士の木村明子氏の3名で構成しています。

また、上記の社外役員全員を金融商品取引所が定める独立役員として選任しています。

なお、2012年度における、社外役員の取締役会(13回開催)、監査役会(10回開催)の出席率は、それぞれ90%、88%でした。

役員報酬

富士電機の取締役、監査役の報酬は、株主の皆様の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準としています。

(1) 常勤取締役

各年度の連結業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬は、定額報酬と業績連動報酬によって構成・運用しています。

● 定額報酬

役位に応じて、予め定められた固定額を支給するものです。株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、本報酬額の一部について役員持株会への拠出を義務づけています。

● 業績連動報酬

株主の皆様に残余金の配当を実施する場合に限り支給します。その総支給額は、各年度の連結業績との連動性をより明確とするため、支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内としています。

(2) 社外取締役および監査役

富士電機全体の職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬として、予め定められた固定額を支給しています。なお、社外取締役および監査役の自社株式の取得は任意としています。

取締役および監査役の報酬等の総額(2012年度)

	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役	13	310
(うち社外取締役)	(4)	(22)
監査役	7	80
(うち社外監査役)	(5)	(22)

(注)1. 上記には、2012年6月26日開催の第136回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名(うち社外取締役1名)および監査役2名(うち社外監査役2名)を含んでいます。

(注)2. 取締役に対する支給額には、2012年度に係る業績連動報酬の支給額は含んでいません。

(注)3. 上記のほか、使用人兼務取締役(2名)に対する使用人分給与として7百万円支給しています。

内部統制

富士電機は、会社法に定める内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会で決議し、開示しています。富士電機全体の内部統制システムについて、取り巻く社会的要請に迅速かつ的確に応えるとともに、継続的に改善を図っています。

※詳しくは当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンス」をご参照ください。

コンプライアンス

企業としての持続的な成長を果たしていくため、法令・企業倫理の遵守を徹底するとともに、常に高い社会良識を持って行動しています。

コンプライアンスの基本方針

富士電機は、2010年10月に改訂した「企業行動基準」のなかで、「グローバル・コンプライアンスを最優先する」旨を宣言するとともに、基本方針として定めています。当社は、この基本方針のもと、具体的なコンプライアンスの指針とな

る「富士電機コンプライアンス規程」と、国内外の規制法令に関する4側面（社内ルール・監視・監査・教育）をまとめた「富士電機コンプライアンス・プログラム」を定めています。

コンプライアンス推進体制

富士電機のコンプライアンスを所管する委員会として、富士電機の代表取締役を委員長、規制法令ごとの所管責任者を委員、社外有識者（弁護士）をオブザーバーとする「富士電機遵法推進委員会」を設けています。

同委員会では、1年間に2度、コンプライアンスの実施状況および計画の審議を行い、グローバルに法令・社会規範の遵守徹底を図っています。

「コンプライアンス・プログラム」のグローバルでの推進

富士電機は、海外の各拠点においてもコンプライアンスの強化を図っています。

海外の各拠点では、人権侵害行為の禁止、贈収賄や汚職などの不正取引行為の禁止といったグローバルでの共通事項に加えて、地域ごとの法規制に対応した、「富士電機コンプライアンス・プログラム」を運用しています。国内外すべての子会社各社がこれに基づき行動することでコンプライアンスを実践しています。

コンプライアンス教育の推進

富士電機は、当社ならびに子会社の役員および従業員が遵守すべき事項や、実際の事業活動において留意すべき事項などを盛り込んだ研修プログラムを整備し、階層別研修と職種別研修を2本柱としたコンプライアンス研修を実施しています。

● 階層別研修

国内連結子会社の役員・課長職・新入社員など階層別に、コンプライアンス体制と「富士電機コンプライアンス・プログラム」について、半日～1日の集合研修を行っています。2012年度は、新任取締役39名、幹部社員152名、新入社員151名が受講しました。



● 職種別研修

職種別に、実務面での留意事項について、集合研修を行っています。2012年度は、各社の営業部門とコーポレート部門を中心に独占禁止法などをテーマに研修を実施し、718名が受講しました。

2013年度は、海外子会社向けe-ラーニングの取り組みを進めています。

国内外の通報制度の運営

富士電機では、法令や社内ルール違反行為の未然防止・早期発見を目的として、国内外の従業員が法令違反や社内ルール違反、またはそのおそれのある事実を、コンプライアンス担当部門または社外弁護士を窓口として、富士電機の代表取締役社長に通報できる「企業倫理ヘルプライン」を導入しています。

また、2012年7月、取引先様から富士電機の資材調達業務に関する通報を受け付ける「パートナー・ホットライン」を開設し、取引先様とのより信頼のある取引関係を構築させていただくことを通じて、社会的責任を果たしてまいります。

リスクマネジメント

災害対策や知的財産保護、情報セキュリティなど、広範囲なリスクに対するマネジメントの強化を図っています。

リスクマネジメントの基本方針

富士電機は、2006年5月に策定した「富士電機リスク管理規程」に基づき、当社を取り巻くリスク(戦略リスク、金融リスク、オペレーションリスク、ハザードリスク)を組織的、体系的に管理しています。

富士電機に共通するリスクはコーポレート部門が、新商

品開発の遅れやコスト競争力の低下などの事業活動に伴うリスクは事業部門および関係会社がリスク管理体制を整備し、リスク対策を実施しています。年度ごとの事業計画策定時には、事業に関わるリスクを分析し、計画に盛り込んでいきます。

大規模災害に備えた危機管理

(1) 防火・防災の取り組み

富士電機では、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対応関連規程類の見直しを行なうとともに、「防災・行動マニュアル」を制定しました。同マニュアルに基づき、災害対策本部体制の整備、事業所および関係会社における建物・設備などの地震対策の徹底、非常用品の備蓄などを実施しています。

大規模災害に備えた訓練は、海外拠点を含め、事業所単位で年1回以上実施しています。

(2) 事業継続の取り組み

富士電機はさまざまなリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組むことにより、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様の求める高性能・高品質な製品・サービスの安定的な供給を実現することを目指しています。

2012年度は事業継続計画(BCP/Business Continuity Plan)策定に取り組みました。

今後は、策定したBCPを継続的に改善するとともに、対象製品の拡充を図ります。

事業継続計画表

情報セキュリティレベルの向上

(1) 情報セキュリティ方針と規程の展開

富士電機は、機密情報や個人情報適切に保護するため、ポリシー・規程の整備や従業員の教育などの情報セキュリティの強化を行っています。

海外においては、情報セキュリティポリシー・規程に基づき、それぞれの国の法令を考慮に入れた上で、関係会社ごとに情報セキュリティ規程を制定しています。また、情報セキュリティハンドブックを海外子会社の従業員に配布し、周知徹底を図るなど、教育への取り組みも強化しています。海外における情報セキュリティ監査については、2012年度は34社で実施しました。今後も、海外も含め富士電機全体で継続的に改善を図っていきます。

(2) 情報セキュリティに関する外部認証

お客様の重要な情報や個人情報を取り扱う、高いレベルの情報セキュリティ管理を要求される会社では、外部認証を取得しています。2013年4月1日現在、ISMS認証は6部門(4社)が取得し、プライバシーマーク認定は、富士電機(株)と富士電機ITセンター(株)の2社が取得しています。

知的財産活動

知的財産活動では、第三者の特許侵害の防止のため、特許監視システムを利用し、日常的監視活動を行っています。また、社員へのコンプライアンス教育を実施し、侵害防止に努めています。

自社の特許については、積極的に権利化を行うことにより事業を保護しています。また、「模倣品対策」など、知的財産におけるリスク低減に向けた取り組みも進めています。

※知的財産活動については、P28「知的財産」をご参照ください。

役員一覧

(2013年7月1日現在)

取締役



代表取締役社長
北澤 通宏



代表取締役
奥野 嘉夫



代表取締役
重兼 壽夫



社外取締役
黒川 博昭
富士通(株)顧問



社外取締役
鈴木 基之
東京大学名誉教授、
東京工業大学監事(非常勤)、
放送大学客員教授



社外取締役
佐子 希人
日本土地建物(株)顧問



取締役
安部 道雄



取締役
濱田 隆道



取締役
米山 直人



取締役
松本 淳一

監査役



常勤監査役
篠崎 俊夫



常勤監査役
石原 敏彦



社外監査役
伊藤 隆彦
古河電気工業(株)
監査役(常勤)



社外監査役
佐藤 美樹
朝日生命保険(相)
代表取締役社長



社外監査役
木村 明子
アンダーソン・毛利・友常法律
事務所顧問

執行役員

執行役員社長	北澤 通宏	経営統括
執行役員副社長	奥野 嘉夫	社長補佐、営業統括、海外営業本部長
	重兼 壽夫	社長補佐、経営企画本部長、輸出管理室長、コンプライアンス担当、危機管理担当
執行役員専務	安部 道雄	生産・調達本部長
	濱田 隆道	渉外・マーケティング担当
執行役員常務	米山 直人	発電・社会インフラ事業本部長、建設業法担当
	朝日 秀彦	食品流通事業本部長
執行役員	菅井 賢三	営業本部長
	日下 高	産業インフラ事業本部長
	松村 基史	パワエレ機器事業本部長
	柳沢 邦昭	電子デバイス事業本部長
	江口 直也	技術開発本部長
	角島 猛	人事・総務室長
	荒井 順一	経営企画本部経営企画室長
	松本 淳一	経営企画本部財務室長
	伊藤 文夫	富士電機機器制御(株) 代表取締役社長